

賃金の状況

○一般労働者の男女比及び賞与等を含む年収（平成19年賃金構造基本統計調査より）

区分	男性		女性		
	構成比 (%)	賞与等 含む年収 (千円)	構成比 (%)	賞与等 含む年収 (千円)	
産業別	産業計	68.0	5,547.2	32.0	3,468.8
	小売業	60.7	4,641.2	32.0	2,898.0
	飲食店	64.9	4,090.4	35.1	2,522.6
	宿泊業	58.0	3,883.9	42.0	2,560.7
	社会保険・社会福祉・介護事業	26.3	4,191.1	73.7	3,282.6
	サービス業	66.9	5,091.5	33.1	3,189.4
職種別	看護師	6.0	4,474.7	94.0	4,561.8
	准看護師	7.2	3,953.8	92.8	3,964.0
	保育士	5.0	3,557.1	95.0	3,224.0
	ケアマネージャー	22.8	4,132.1	77.2	3,777.9
	ホームヘルパー	17.8	3,077.9	82.2	2,793.6
	福祉施設介護員	29.5	3,225.0	70.5	2,899.6
	百貨店店員	28.7	4,376.7	71.3	2,869.7
	販売店員(百貨店店員を除く)	48.7	3,768.5	51.3	2,556.1
	スーパー店チェッカー	9.1	2,980.0	90.9	2,220.6
	給仕従事者	33.8	3,280.0	66.2	2,339.2

(出典) 平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

(注1) 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

(注2) サービス業とは専門サービス業、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体が含まれる。

(注3) 福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

福祉人材確保指針のポイント

労働環境の整備の推進

- キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討
- 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

キャリアアップの仕組みの構築

- 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系
- 従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

福祉・介護サービスの周知・理解

- 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進 等

潜在的有資格者等の参入の促進

- 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等

多様な人材の参入・参画の促進

- 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

虐待防止・権利擁護 (参考資料)

障害者の虐待防止等に関する規定の状況

障害者基本法(昭和45年法律第

理念

第3条

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

目的

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的理念にのっとり、(中略)障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

市町村の責務

第2条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

三 障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

第42条

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第43条

2 指定障害者福祉サービス事業者は、厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

※ 当該基準において、①利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない、②サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない等としている。

事業者の責務

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

附 則

第2条第2項 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

I 総則

- 高齢者虐待の定義の明確化
- 国及び地方公共団体、国民の責務

II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

- 市町村による相談、指導、助言
- 養護者による高齢者虐待に係る通報(義務)
- 通報等を受けた場合に市町村がとるべき措置

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る市町村への通報義務
- 通報を受けた市町村から施設等を担当する都道府県への報告
- 虐待防止・高齢者保護のための老人福祉法・介護保険法による指導監督権限の適切な行使

IV その他

- 国による調査研究
- 第三者による財産上の不当取引による被害の防止
- 国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進

「高齢者虐待」の定義

高齢者虐待

養護者によるもの

養介護施設従事者等によるもの

養護者による高齢者虐待

〔身体的虐待〕

〔ネグレクト〕

〔心理的虐待〕

〔性的虐待〕
〔経済的虐待〕

- 1 養護者が高齢者に行う次の行為
 - ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による①、③、④と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
 - ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ④ 高齢者にわいせつな行為をし、させること。
- 2 養護者・親族が高齢者の財産を不当に処分するなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待防止法に基づく通報、対応等について

家族等の養護者による高齢者虐待

(法第7条)
虐待発見者

(法第9条)
被虐待高齢者

通報

届出

介護施設、居宅サービス等の従事者による高齢者虐待

(法第21条1項)
虐待発見者
=施設従事者等

(法第21条
2項・3項)
虐待発見者

(法第21条4項)
被虐待高齢者

通報

通報

届出

(法第9条)
○安全確認、事実確認、
対応協議
○老人福祉法の措置等
・ショートステイ
・特別養護老人ホーム

(法第6条、第14条)
○相談、指導、助言等

措置

(法第22条)
○通報等を受けた高齢者
虐待事例を都道府県に
報告

報告

(法第24条)
○虐待防止・高齢者保護
→介護保険法の権限の行使

〔介護保険法〕
・報告徴収、立入検査
・勧告、措置命令、指定取消等

権限の行使

(法第24条)
○虐待防止・高齢者保護
→老人福祉法・介護保険法の権限の行使

〔老人福祉法〕
・報告徴収、立入検査、改善命令、事業停廃止命令、
認可取消等
〔介護保険法〕
・報告徴収、立入検査、勧告、措置命令、指定取消等

権限の行使

(法第25条)従事者による虐待の状況等の公表

市
町
村

被虐待高齢者・養護者

都
道
府
県

養介護施設・従事者等

与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書 (平成19年12月7日) (抜粋)

Ⅲ 見直しの方向性

5 サービス体系の在り方

- 障害者に対する虐待の際の対応の明確化を図るなど、障害者の虐待の防止等のための制度について検討。